

当麻町再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画（区域施策編） 策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、当麻町（以下、「本町」という。）が行う「当麻町再生可能エネルギー導入目標策定・再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務」（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名

当麻町再生可能エネルギー導入目標策定・再生可能エネルギー導入目標策定及び地域公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務委託

2. 業務の目的

2050年までの脱炭素社会の実現という国をあげた目標に対して、本町でも令和4年3月2日に2050年までに代表的な温室効果ガスとなる二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行った。

本業務は2050年ゼロカーボンシティ実現のための方策のひとつとして、本町の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「当麻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を策定することで、本町、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

3. 業務の内容

本業務は、環境省補助事業（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の1）を活用して実施する。環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方にに基づき、適切な方法で行うこととする。

また、本町の上位計画や関連計画、国・府の関連計画との整合性を十分に図るとともに、改正地球温暖化対策推進法第21条に定められた、区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を示した計画とする。

なお、最終的には、当麻町再生可能エネルギー導入目標を包括した当麻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をまとめることを目標とする。

【 当麻町再生可能エネルギー導入目標の策定に関すること 】

（1）脱炭素化に向けた地域特性、地域課題の整理

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため本事業の背景を整理する。また、自然条件、社会条件、経済条件に関する現状を整理して地域資源を把握するとともに脱炭素社会の実現に向けて解決すべき地域課題を整理する。

(2) 温室効果ガス排出量の調査

現状の域内の温室効果ガス排出量を、アンケートの実施などにより実態に近い排出量を把握し、2030年度、2050年度における排出量を推計する（複数のパターンでの推計であること）。

(3) 再生可能エネルギーポテンシャルの調査

町域内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを分析する。

(4) 再生可能エネルギー導入目標及び実現に向けた基本方針の検討

2030年度と2050年度の再生可能エネルギー導入目標及び実現に向けた基本方針を検討する。あわせて、改正地球温暖化対策推進法の求める「再生可能エネルギー事業の促進区域」について、町域における設定の可能性や範囲、効果などの検討を行う。

(5) 2030年度及び2050年度に向けた将来像とロードマップの策定

国の地球温暖化対策実行計画に示されている中期目標の2030年度と長期目標の2050年度にむけた本町の将来像を検討するとともに、脱炭素シナリオ(ロードマップ)を作成する。その際、再生可能エネルギー導入や各種施策にて地域の課題を同時解決するようなイメージを提示し、地域の関係者において理解しやすい内容になるよう工夫する。

(6) 再生可能エネルギー導入のための事業スキーム検討

実現可能な再生可能エネルギー事業を創出するため、下記の事項を見据えた脱炭素型事業モデルの検討を行う。

ア エネルギー需要の地産地消

イ コンパクトで使いやすい市街地づくり

ウ 災害に強い安全・安心なまちづくり

エ 自然環境・景観の保全とまちの継続的発展

オ 農林業と他産業との再エネ資源の循環による高付加価値化と振興

カ シビックプライドの醸成による定住促進

また、他自治体等における先進事例を調査するとともに、事業に関する情報を収集整理する。

【 当麻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関すること 】

(7) 区域施策編の検討

ア 実行計画（素案）の作成

上記の調査結果及び施策内容を計画書（素案）としてとりまとめる。

イ 計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

(8) 実行計画書の作成

実行計画書の編集・校正・修正作業を行う。写真・イラスト・図表を使用し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。

【 その他の業務に関すること 】

(9) 計画準備

業務遂行に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(10) 打ち合わせ会議

円滑な業務実施のため、業務計画書に基づきプロジェクト管理を行うとともに、打ち合わせ会議を開き、進捗の共有と方向性の整理等を行う。業務計画書の内容にあわせ、進捗状況報告書を適宜提出し、主要な協議事項があった場合は打合せ等の記録簿を提出すること。

(11) 審議会

調査内容や計画（案）を審議する有識者・町民を集めた会議への出席（3回程度）および会議資料の作成、説明等の運営支援及び協力を行う。※当該会議は、町が組織する協議会を予定している。

(12) その他支援業務

ア 関係官公庁への手続き

業務の実施にあたり、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は本町に報告の上、速やかに行うこと。また、補助金等に係る関係書類の提出、報告に際しては資料提供等の支援を行うこと。

イ 中間報告等の支援

本町が、本業務について行政内外への報告、説明等が必要であると判断した場合、資料の作成及び説明会等に参加すること。

4. 履行期間

契約締結日から令和6年1月24日まで

5. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

ア 業務報告書 2部

イ 業務報告書概要版 2部

ウ 当麻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 1部

エ 当麻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版 1部

オ その他本業務で取得又は作成した資料 1式

カ 上記データを格納した電子データ（CD-R） 1部

- (2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町に移転するものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、当麻町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (5) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (7) 本業務は、環境省事業である「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第1号事業の1）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行することとする。